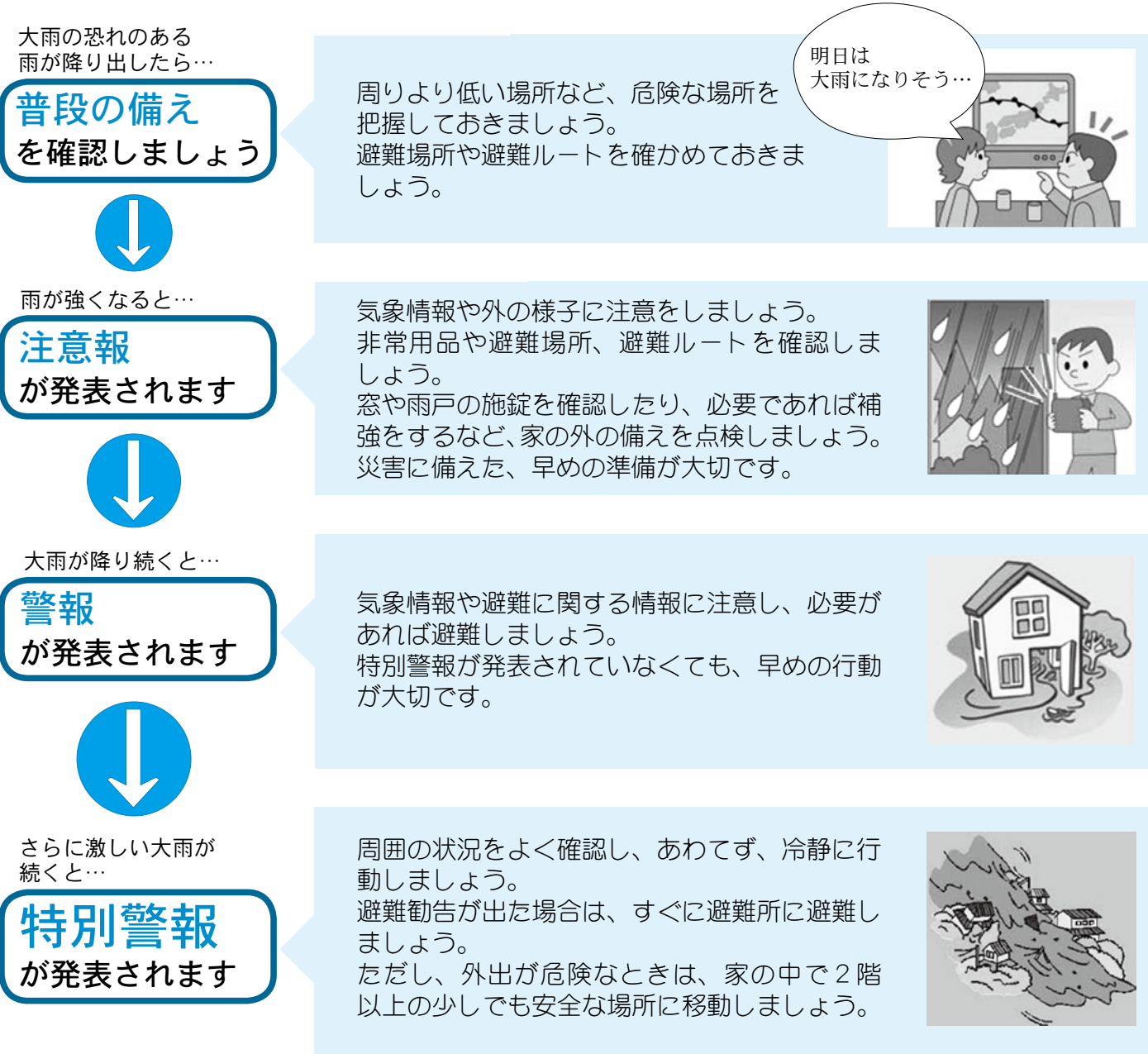


特別警報が発表されるまでの流れ（大雨の場合）

災害が発生したときに特別警報が発表されるわけではありません。
特別警報が発表されなくても、注意報や警報、周りの状況から、早めの判断や行動が大切です。
普段から、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。



特別警報は、さまざまな方法で伝えられます

自分に合った方法で、情報収集を行ってください

テレビ

ラジオ

インターネット

広報車・防災無線



重大な災害を伝える「特別警報」

特別警報は、テレビやラジオ、防災無線など、さまざまな方法で伝えられます。特別警報が発表されたら、ただちに命を守るための判断・行動をしてください。

☎ 防災安全課危機防災担当 ☎ 23-5144
仙台管区気象台総務部業務班 ☎ 022-297-8102

特別警報とは

「特別警報」とは、あなたの住んでいる地域に、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあることを知らせるものです。

これまでも大雨、地震、津波、高潮などにより、重大な災害の起こるおそれがあるときに、気象庁が警報を発表して警戒を呼び掛けてきました。これからは、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波などにより、重大な災害の発生が著しく高いと予想される場合に、「特別警報」を発表して、特別な警戒を呼び掛けます。

津波、火山噴火は、それぞれ大津波警報、噴火警報（レベル4以上）など、すでにある警報のうち、危険度が非常に高いものを特別警報として、従来の名称のまま発表します。

特別警報の際の行動

津波の特別警報が発表された場合は高いところへの避難が必要ですが、大雨や高潮などの特別警報の場合

種類	特別警戒に該当する過去の主な災害
大雨	平成 23 年台風第 15 号
暴風	昭和 34 年伊勢湾台風
高潮	昭和 34 年伊勢湾台風
波浪	昭和 34 年伊勢湾台風
大雪	昭和 56 年豪雪
津波	平成 23 年東北地方太平洋沖地震
火山噴火	平成 12 年三宅島噴火
地震（地震動）	平成 23 年東北地方太平洋沖地震、平成 20 年岩手・宮城内陸地震

は避難のために外出することが危険な場合もあります。周囲の状況や、避難指示・勧告などに留意し、避難所へ避難するか、屋内の二階以上の場所に避難するかなど、命を守るための状況判断や行動をしてください。

また、特別警報が発表されるまでは大丈夫ということではありません。警報が発表された時点で十分な警戒が必要です。大雨などの際は、時間を追って発表される気象情報、注意報、警報に注意し、早めの行動をとることが、あなたや家族の命を守ることに繋がります。